

○ 付議事案「相続手続に必要な親族の戸籍謄本の交付請求において、親族等の委任状の提出を求めないで！」

第 117 回会議

1. 開催日 令和3年11月26日（金）
2. 場所 大阪合同庁舎第2号館 7階 近畿管区行政評価局会議室
3. 出席者 藪野座長、黒川委員、白井委員、白國委員、砂田委員、藤原委員、山谷委員、事務局
4. 審議で出された主な意見
 - ・ 近畿管区行政評価局が大阪法務局管内の111市が開設するホームページを調査した結果、権利行使等を目的とした第三者請求について、過半数が必ずしも適切でない記載になっていたことには驚いている。多くの市に混乱が生じているのではないか。
 - ・ 父母は既に亡くなり兄弟相続になる場合が圧倒的に多いところ、兄弟の戸籍は全く別の戸籍となる。兄弟の戸籍を請求する場合、当該兄弟やその配偶者などから委任状をもらうのは現実としてなかなか難しいし抵抗感がある場合もあるのではないか。その点を法律ではきちんと救っているのに運用ではそうになっていないのは問題ではないか。
 - ・ 委任状があった方がクレームがないなど、より安全に、よりクレームが少ないように運用されがちなので、本当に必要とされているものか確認し、必要のない場合にはその旨を主張する必要がある。
 - ・ 大阪法務局並びに同局管内の地方法務局及び支局では、管轄の市町村の戸籍事務担当職員に対し、毎年度、研修を実施しているとのことであるが、大阪法務局自体が、市町村のホームページが適切かどうかチェックする仕組みがあってもいいのではないか。市町村の確認に加えて、どこかがチェックするという両方の視点が必要なのではないか。

(当局ホームページ：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>)